

農業用危険物貯蔵タンクについて

ビニールハウスの暖房用や農機具の燃料などで、**軽油**、**灯油**又は**重油**等を貯蔵又は取扱う場合がありますが、これらの油類は消防法で『**危険物**』として定められ、その貯蔵や取扱いについては、種類や数量により、**消防法**や**高松市火災予防条例**によって規制されています。

【代表的な危険物の規制を受ける数量】

灯油・軽油（第二石油類非水溶性 指定数量は 1,000 リットル）

1,000 リットル以上は、**消防法**による規制

200 リットル以上 1,000 リットル未満は、**火災予防条例**による規制

重油（第三石油類非水溶性 指定数量は 2,000 リットル）

2,000 リットル以上は、**消防法**による規制

400 リットル以上 2,000 リットル未満は、**火災予防条例**による規制

【危険物貯蔵タンクの設置基準及び届出】

指定数量の 5 分の 1 以上で指定数量未満の数量を貯蔵又は取り扱う場合は、『**少量危険物**』として**高松市火災予防条例**で定められた位置、構造及び設備の基準に適合させ、貯蔵又は取り扱おうとする事前に管轄する消防署へ届出する必要があります。

※基準に違反して危険物を貯蔵した者は、火災予防条例により罰金が科せられる場合があります。

※危険物の量が指定数量以上の場合は、許可を受ける必要があります。

許可を受けずに指定数量以上の危険物を保管又は取扱いをすると消防法違反となり、危険物の除去を命じられる場合がありますので御注意ください。